

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字根岸字街道向一五四八番一 地先から同市大字岡字広沢原一六六二 番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年二月二十二日 午後二時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一十三年十二月二十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三七・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>